

翻刻『俳諧歳時記』（十四）

播本真一

はじめに

本稿は、「翻刻『俳諧歳時記』（二）」、「同（十三^注）」に続
き、曲亭馬琴（一七六七～一八四八）が享和三年（一八〇
三）に刊行した『俳諧歳時記』（二巻一冊、横本）を翻刻す
るものである。今回は紙幅の都合で、下冊「冬之部」三百二
十四丁ウラ五行目から「冬之部」二百三十八丁オモテ十四行
目までを対象とした。凡例などは前記拙稿（一）を参照して
いただきたい。

日、南より北に至る。肥州、五嶋・平戸は節分前後を候と
す。紀州、熊野浦は仲冬を盛とす。鯨に數品あり。『鯨志』
に詳なり。余、豆相遊歴の日、浦賀より下田に至る。海上
三十里、船中鯨を見る。船を放るゝこと七八間、水面にあ
らはるゝ者、僅に二、三丈ばかり。鳥あり、鷗の如くにし
て、その色赤し。海人呼て真鳥といふ。この鳥、水上を飛行
す。同船の者云ク、この鳥の飛ぶ所に鯨あり。是鳥、鰐をく
らはんとするにありと。迺、真鳥の飛ぶ方を見る、果して鯨
又水面にあらはる。一游、四、五十町にして大に潮水を吐。
遙に、これをみれば、諸魚潮に隨て飛揚するか如然り。鍋

焼

杉焼、貝焼。

○綿

○唐綿

○綿打

○筵綿

○東綿

○肱綿

○攬車

○冬

構

○北窓閉る。

短日

冬桜

小樹也。

花・葉ともに

彼岸さくらに似たり。

其枝たれず。

冬、花をひらく。

又、八

『俳諧歳時記』 翻刻

俳諧歳時記冬之部

江戸

曲亭主人纂輯

銛突

銛を以、鯨を突也。凡、鯨は冬月、北より南に行、春

重あり、稀也。豆州下田より山中五里ばかりに桜あり。寒中、花開く。その地を呼て寒ざくらとすといふ。又、西国にも寒桜あり。しらざる者は帰り花かとおもへり。帰り花にはあらず、別種也。**冬の鹿**『拾遺集』神無月しぐれしぬらし葛の葉のうらこかるねに鹿もなく也。契沖云、この歌は冬も鹿の鳴証なり。

蟲蟲は初冬に生じて暮春に尽。古人、春の句作ありといへとも、みな春の詞を入れたり。蟲と斗は冬たるべし。○揚州の蘇隱、夜臥して數人阿房宮の賦を念ずるを聞。声急にして小し。これを視れば蟲なり。その大サ豆

(五百五才)

の如し。廻これを殺す。〔五雜組〕(二百二十五才)

十一月

仲冬は日月、紀に会して、斗、子に建の辰なり。

黃鐘 律 大雪 節 小雪のうち十五日、斗と壬に建を大雪とす。冬至 中 大雪の後十五日、斗、子に建を冬至とす。○この月朔日、たまく冬至にあたるときは、これを朔旦冬至といふ。内裏宜陽殿に平座の節会あり。諸卿文章を獻じてこれを賀せらる。民間も又餅を製して一陽來復を賀す。但、朔旦冬至のみにあらず。毎年十一月朔日、この義ありて、専ラ奴僕を勞するの日なり。除夜 今の人冬至の夜を以小歳とす。しかれども廬照隣元日の詩に云、人歌小歲酒、花舞大唐春、則元日又これを小歳といふべし。亦猶冬至これを除夜といふべし。〔太平廣記〕廬頃伝に云、是日冬至の除夜。〔五雜組〕

既に朔を見る。遂に觀台に登りて以望むて書す礼也。〔周禮〕戌戌朔、慶賀を行ひ(二百二十五才)田租を免さる。〔類聚國史〕是、冬至を賀する始なり。雲を書 今の人多く冬至に雲を書事を用ふ。〔左伝〕春、王正月、日南に至る。公保章氏、五雲の物を以、吉凶・水旱・豊荒の祲を弁す。注に、二至二分、雲氣を見る。青を虫とす。白を喪とす。赤を兵荒とす。黒を水とす。黃を豐とす。則チ獨り冬至のみならず。但、雲氣候変、一歲四占、倘吉凶互に異なり、云々。〔五雜組〕仲冬 〔月礼〕周正 周は子を以正月とす。復月 一陽來復の月なれば名づく。晦月 〔淮南子〕天正月 暦家にいふ所。暢月 〔淮南子〕霜月 この月、霜しきりに降故に霜降月といふ。又略して霜月と云。雪見月 この月より雪しばり降る。貴賤、粉餅くたものゝ類ひを以互に相贈り、これを雪消しといふ。(二百廿六才) 神樂月 晷の説に、陽爻あらはるゝを、神の岩戸より出給ふに比して、神樂を奏する月といふよしいへれど、此月、五節の舞などもあり。又、東三条の御神樂を行はるゝ故に名たる也。曆の奏 朔日 中務省より明年の暦を奉る。むかしは主上、南殿出御なりて、これを御覧あり。出御なきときは、内侍所につく。暦を奏すること、欽明天皇十四年、百濟の博士が奉る。〔公事根源〕暦、毎年、南都幸徳井に加茂氏の新暦

を受て梓に鏤め、世に行はる。今、専ら大経師暦と称す。
〔雍州府志〕今、免許を蒙りて暦を販く所、山田（伊勢）・三
嶋（伊豆）・江戸（武藏）・南部（陸奥）世に南部のめくら暦
といふ。多く画て日月の識しとす。
〔荊楚歲時記〕唐の宮中、紅線を以、日影を量る。冬至の後、長きこと一線を添
ふ。〔荊楚歲時記〕唐の宮中、女功を以、日の長短を探る。
冬至の後、常日に比すれば、一線の功を増す。
〔明皇雜錄〕履・襪を献る（二百廿六ウ）婦人冬至の日を以、履と
襪を舅・姑にたてまつる。是、長至を踐る義也。「魏崔浩」
女儀〔赤豆粥〕赤豆粥を献る（二百廿六ウ）婦人冬至の日を以、履と
襪を舅・姑にたてまつる。是、長至を踐る義也。「魏崔浩」
疫鬼となれり。赤豆を恐る。故に、冬至の日、小豆粥を食ふ
て疫を攘ふ。〔荊楚歲時記〕あからかしは季吟老人云、本
邦冬至にあらすといへとも、十一月朔日赤小豆飯を用ふ。こ
れをあからかしはといふ。
相嘗祭 上卯 大和・住吉・大
神・穴師・恩智・立富・葛木・鴨・紀伊国・日前等の神主、
各官弊を受て執行ふ。近頃は絶て沙汰なし。〔延喜式〕には
相嘗祭の神七十一座と見えたり。〔公事根源〕その國の初米
を以、是を供す。その社司・神巫等、官弊を賜ふて禘礼を行
ふ也。〔先代旧事本紀〕宗像祭 上卯 胸肩神〔神社啓蒙〕
筑前国宗像郡にあり。祭る神三座。一説に、宗像郡田島村に
有。蓋、筑前・大和・山城、以上三ヶ所に宗像の社あり。三
神ともに素戔烏尊の女なり。田心姫・湍織津姫・市杵姫とい
ふ。（二百廿七才） 杜本祭 上ノ卯 当麻祭 上ノ卯 卒川
上ノ卯

祭 上ノ西 梅宮祭 上ノ卯 当宗祭 上ノ卯 中山祭 上
ノ卯 松尾祭 上ノ卯 大原野祭 中ノ子 圓韓の両（神）
祭 中ノ丑 吉田祭 中ノ申 日吉祭 中ノ申 山科祭 上
ノ巳 春日祭 十四日 平野祭 上ノ申 右各前に出たり。
此祭年に兩度有。五節帳台の試 子ノ日或中ノ丑 御前の
試 同上 中の丑の日は五節帳台の試といふ。主上常寧殿に
於て御覽あり。五節の舞姫は五人也。参りの儀式あり。うち
人とも脂燭を候ス。主上、御直衣に御指貫にて、御沓を召
る。主上の御指貫を召るゝこと、此時の外はなし。但、御鞠
の時は、帳台の試に准して（二百廿七ウ）召るゝ也。「公事
根源」五節の舞の起りは、淨見原天皇（天武）吉野の宮にま
ししくける時、天女天降り舞しといふ者は誤也。「続日本
紀」第十五聖武記を照て考へし。殿上の淵醉 中ノ寅
朗詠・今様などうたふて三獻はてゝ後乱舞あり。次第に、沓
を穿て北の陣をめぐり、五節所に向ふ。其後、所々に参りて
推參などありと、云々。この事、正月二日・三日にもあり。
〔公事根源〕狩の使 昔は狩の使なといふこと有。それは、
今日五節所に賜らん為、交野の雉子などを召されしに使有し
をいふ。〔公事根源〕童女御覽 卯ノ日 これも五節につき
てある事也。鎮靈祭 中ノ寅 吉田八神の祭也。○「公事
根源」に、この祭は、人の魂魄の離遊するを招て、身中に鎮
るの奇特あり、宇摩志麻治命より起れりとぞ。
新嘗祭 中

ノ卯 今年の初稻を神に奉らせ給ふ也。御代の始には大嘗会じやうゑといふ。年毎の春新嘗会うらばみといふ。ト食の人々、すり揚衣、日陰かげを著す。用明天皇（二百廿八オ）二年四月より始る。「公事根源」とよのあかり 豊明の節会 中ノ辰 今年の稻を神に奉せ給ふて、今日、君もきこし召、臣下にも賜ふ。故に節会行はる。「公事根源」りんぢ 日吉臨時祭 中ノ申 建暦三年十一月十八日よりはじめて、殿上の使を立らる。過ぬる八月に延暦寺の衆徒、長樂寺にて官兵の為に多く誅せらる。かやうの事にこそ、其頃より御願ありけると也。「公事根源」今按るに、建暦は二年にて尽て、建保と改元あり、いかゞ、猶考べし。かわ 賀茂臨時祭 下ノ酉 宇多天皇、いまだ侍従と申奉りし時、狩し給ひけるに、賀茂大明神出現したまひて、臨時の祭をたまふべきよし、約し給ふことのありて、寛平元年十一月より、臨時のまつりをまいらせ給ふ。「公事根源」東三条の御神樂 仁平二年十一月十七日丁未、東三条の御神樂を行はる。「兵範祭」東三条の弟は、四條院誕生の所、或は重明親王の家。「拾芥抄」里神樂（二百廿八ウ）内裏の外は皆里神樂といふ也。こ山神樂 これ内侍所の神樂也とぞ。を小忌衣 齋服 夏は鎧よかず、冬は鎧よく也。舞人うけ給はを奉る時、拝領すと見えた
小忌青揚の衣 ○小忌の文、竹・桐。 小忌の袖 山藍の袖
夏は鎧よかず、冬は鎧よく也。舞人うけ給はを奉る時、拝領すと見えた
り。年少の人は、私にこれを調へ着用すといふ。大嘗会、豊の明りの節会等に用ふ。件の節会に小忌の袍を着用す。その時闕披の如し。但、身一幅也。狩衣の寸法を用ふ。又白き

袍こはりを粉張みがにして藍をすり、後に鎧く。裏なし、只一重也。文、小草・柳・水草・蕨・蝶・小鳥等也。山藍の葉にて摺る。又諸司小忌といふあり。建暦の度、麻布、麓惡のものなり。かげ 日蔭の糸 日蔭の蔓ま さかり苔は岩に下りたる苔也。日かけのかつらともいふ。神祭るときは、昔は此苔を取て、舞人神子袴の鬘にし、亦袖にもかざりけるとぞ。今も日蔭の糸とて草にかたどりて糸にて結ぶ也。一説に、さがり苔はさるをかせといふものなり。又一説に、峯みねなど（二百廿九オ）にも生ひ、木にもかゝりたる苔の長くしたりたるなり。「古今榮雅抄」ある説に、細き丸組也。或は分組もあり。青糸又白き糸を用ふ。長サ二尺斗、所詮糸をあげまきにして、左右八筋、或は十二筋、冠の左右に角に纏まつひ括ること也。蘿かむりといふ草を神代に鬘にしたこと『日本（書）紀』に見えたり。又あるものに日蔭の鬘冠の巾子に結ぶ。ゆひめ纏まつの上にあり。老壯の色あるにやといへり。こ心葉 桜花三寸ばかり、又金の枝に梅の花貝を作る。もしくは蘇芳貝（或）は結花、紅梅、白梅蔓かづらにつけ、巾子に添てこれを立る。左右各一枚、或は四枚ともいへり。こ神遊びの歌 或抄に、大嘗会の時、近江の坂田郡より老翁の参りて稻を春く。その時、新しき年の始にかくしこそ千とせをかねてたのしきをつめ、といふ歌をうたふ也。此歌、『古今集』に見えたり。あたらしきとしの始は、御即位そくゐの始也。かくしこそは、如（ママ）此こそ也。たのしきをつめとは、樂を積つみかさぬる也。○舞の歌、しもといふ

かつらき山にふる雪のまなく時なくおもほゆる哉。杖ゆふ
葛城山、例のまくら詞也。(二百廿九ウ) 阿知女
阿知女作法、(本) 阿知女於於、(末) 於介阿知女於於。
【梁塵秘抄】一条禪客の御説に云、あち女作法、たしかなる
所見なし。但、うすめをあちめといふにや、あとうと相通
也。天鉢女命の岩戸の前に俳優をなし侍るを、今の世にあち
めの作法といふにや。おおおは笑はす声なり。あゝといふこ
とにて、これも相通也。於介は天鉢女の手艸にして振り舞ひ
し木の名なり。庭燎 この時天照大神、云々、天の石窟に
入り磐戸を閉て幽居す。故に六合の内常闇にして、昼夜の相
代るを知らす、云々。因て磐戸の前に於て庭燎を挙、云々。
天鉢女命、手に茅纏の稍を持、天の石窟の前に立て巧に俳優
をなす。【日本紀神代巻】庭燎是より起れり。
○剣○杓○斤折○諸擎○葛。 韓神謡ふ 宮内省にましま
す韓神一坐を申にや。【梁塵愚按抄】本みしまいふかたにと
りかけ、われからかみのからをきせんや、からをき。末八ひ
らてを手にとりもちて、われからかみのからをきせんや、か
らをき。(三百三十オ) ○これらを謡ふなり。 大前張
宮人○木綿志天○難波瀬○前張○階香取○井奈野○脇母古。
小前張 ○薦枕○閑野○磯鳥○篠波○殖櫻○總角○大宮○湊
○蚕 神樂歌 ○千歳○早歌○吉々利々星○得錢子○木綿作
る○雇目○弓立○朝倉○其駒○竈殿歌ふ○酒殿歌ふ。これ

ら皆、神楽のうたひもの也。貞徳云、うたひものゝ季にはな
れども人倫植物にあらず。吹革祭 八日 祭る所、知恩寺
の鎮守、元賀茂明神也。或人云、三十九世満靈和尚、稻荷八
幡を加ふ。故に稻荷の火焼といふ也。十一月の八日、鍛治・
鑄治・石工の徒、すべて吹革をとり扱ふ家には、この神を祭
る。江戸にては、八日の未明に市中の小兒、その家の前に群
集して、鍛治やのびんぼうと呼ぶ。主人、即ち二階より数百
の蜜柑を投つ。群童、各争ふてこれを拾ふ。是を鍛治屋の吹
革祭といふ。その鍛治にあらざるものも、吹革あるの家は、
みなこのことあり。小兒相呼ぶこと前の如し。蓋、そのびん
ほうといふものは、かつけ物の多からざるを罵るものにやら
らむ。(二百三十ウ) その徒、毎年この戯を以、家例とす。
○御火焼 庭燎の遺風歟。凡この月、諸社に於てこれを修
す。○朔日、知恩寺鎮守賀茂大明神。四日は上出雲路幸の
神。八日は所々の稻荷。これは先づ朔日に稻荷の氏子の児
童、小神輿を作り、朔日より市中を振り、人家に入りて米錢
を乞ひ、これを以、八日の火焼料に宛。八日の新御供は、社
家松本氏調進すといふ。同日、安居院有栖川宮、并、大坂高
津の宮、玉造稻荷天王寺庚申。九日、貴船結神。十日、太
田の社、五条天神。十一日、粟田口明神。十二日、生玉。十
三日、三津八幡。十五日、所々八幡宮、并、今宮処々神明、
吉田岡崎天王、并、坐摩の社。十八日、上下の御靈。二十三
日、貴船。廿五日、北野。その外、神社毎にこの月会日に柴

を神前に積み、神酒を供し、しかして後、火を投じてこれを燎す。児童各、口に某の神の御火焼と拍すなり。新玉津島の火焼

十三日、俊成卿の勧請也。五条南、烏丸の西にあり。昨今、冷泉家多く參詣。或は法樂の和歌あり。凡この門前一町、悉く此社の（二百三十一オ）氏子也。今日、市人、神酒を冷泉家に獻るときは酒食を賜ふと也。子祭 子燈心

大黒天の火焼也。十一月の子の日に、来年十一月まで家に用る所の燈心を貯ふ也。これを子灯心といふ。俗伝也。

空也忌 十三日 晩の鉢扣 空也上人は、天禄三年九月十一日寂ス、年七十。○空也堂は極樂寺と号す。四条坊門の南、堀川の東にあり。鉢扣等此堂を守る。伝に云、極樂寺は元、三条櫛笥にあり。柳筍道場と称す。むかし空也上人勝光（光勝）、夜々執行念仏を唱へ、洛中を巡る。北山に住し時、毎夜鹿来る。上人、その声を愛して閑居の友とす。一夜来らず。こゝろにこれを怪しむ。明日、猶者來りて云、昨夜この所に於て鹿を殺すと。上人、大に驚き悲しみ、その皮と角とヲ乞ひて、皮を表とし、角を杖頭に挿て遺愛の物とす。猶者も又これを悔ひ愧て、忽ち剃髪して僧となる。今の鉢扣はその裔也。空也、晩年修行のため、京を出て東行す。徒弟に謂て云ク、今日、寺を出る日を以、予が命日と定めよと。（二百三十一ウ）故に、その日を用て法事を修す。この院中十八家有。その中、年老の者剃髪して僧となり、代々空の字を法名に加ふ。その余は有髮妻帶にして、常に茶筅を制し、

市中に売る。凡、十一月十三日より四十八夜の間、夜々市中、并ニ、洛外の三昧を巡り、各鉢をならし仏名を唱念し、或は竹杖を以、携る所の瓢を鳴らし、口に無常の詞を唱ぶ。

施物あるときはこの瓢に受く。この竹杖は、貴船檀上の竹を用ふ。上人、暫く北山貴船檀上の庵に寓居の遺意也。篠こせまねてもみせん鉢扣 去來。長嘸の墓もめぐるか鉢たゝきはせを。

髪置 十五日 褒着 同 带解 同 今俗、男女三歳になるときは、はじめて頂髪を置。十一月十五日を以、本居神に詣しむ。或は新製の衣裳に美花を尽し、或は大に酒宴を設けて親戚・朋友を招く。この事、貴賤となくみな

しかり。これを髪置の祝ひといふ。又男子五才を褒着と称し、女子七才を帶解と称す。そのなすところ髪置の賀ひにおなじ。女子はこの日より衣服の（二百三十二オ）附紐を解

也。故に紐解といふべきを誤りて帶解といふか。髪置、帶解のこととは見あたらぬど、子に褒着をきすることは古くよりあり。『元輔家集』に云、本介がとみはたといふ名をよみ入れたり。又『東

侍しに、世の中にことなる事はあらずともとみはたしてん命なかくて。これとみはたといふ名をよみ入れたり。又『東鑑』に云、建仁三年十月、実朝、時政が名越の亭に元服す、

云々。実朝始て著『甲冑』云々。今の褒着といふことは、むかし甲冑の着初などいふより做ひ伝へて、庶民といへども、かゝることをするにや。

被初 京師にていふ所、東國の帶解におなじ。女兒二はじめて被を着する賀ひ也。

道祖神祭

十六日 摂州天王寺領、天王寺村にあり。祭る所、猿田彦命也。この日、一村の童あつまり、往来の人々に錢を乞ふて祭礼の料とす。錢をあたへざれば、戯れに繩を以往来を遮り留む。よりて、このことをする者は商賈といへとも、今日、この所を通らず。但、堺の魚荷飛脚は、ゆゑありて道路わづらひなしとぞ。
西の市 西ノ日 伊豆国三嶋の（二百三十二
ウ 駅にあり。
鷄の町詣 西ノ日 鷄大明神の社は武州
葛飾郡花又村にあり（江戸より三里）。毎年十一月酉の日、市たつ。酉の日三ツあれば、三日ともに市なり。上の西を専らとす。江戸近在より諸人群集して、甚にぎはへり。是、当社神事の遺意か。土産に芋かしらを売る也。参詣の人、必これを買ふて家に帰る。
報恩講 廿二日より廿八日迄 親鸞
上人の忌日也。上人は内丸の後胤、藤原有範の男。伯父範綱、養ふて子とす。字は善信坊、名は綽空、又範宴と更め、初め慈鎮を師とす。後源空の弟子となる。弘長二年十一月廿八日寂す、年九十一。淨土新宗の開祖たり。東西本願寺、十一月廿二日より廿八日に至りて報恩講を修す。京・江戸、在家・宗門の徒、参詣群集す。或は謂て御霜月と称す。又御講といふ。昨今、時として天氣快晴なり。俗にこれを御講窟といふ。
大師講 廿一日より廿四日迄 智惠粥
天台智者大師の忌日也。大師、姓は陳氏、諱は智顥、字は徳安、顥川の人。天台智者大師と号す。開皇十七（二百三十三
オ）年十一月廿四日寂ス。「仏祖通載」比叡・東叡・日光の

三山、廿一日より廿三日の朝に至りて昼夜法問あり。これを論義といふ。一山一院づゝ、年々会場を勤む。これを天台会といふ。俗間も又大師講を修し、赤小豆粥を食ふ。枯柴を折て箸として、これを智惠粥と云。
御祭 廿七日 春日若宮の祭也。本社を去ること一町ばかり、平林の中にあり。法要集に云、若宮御殿、天押雲命、しかれども若宮の社家秘説とす。○南都若宮の祭夜宮（廿六日）、興福寺の僧、頭屋田樂あり。凡、頭の僧一人両頭といふ。これ両人の義を兼る也。長谷川党、春日の社に参詣、野太刀を携へ馬を牽。これを遍照院の渡といふ。御旅所の前に於て流鏑馬あり。夜、亥刻ばかりに若宮の神殿に神幸あり。神樂詠りて後、燈燭を消し、社家、各神体を擁護す。しかして闇中、旅所に遷し奉る。こゝに於て燈を張り、音樂・相撲等、次第にこれを修す。当日（廿七日）、いにしへ式日なし。寛正年中これを定む。巫女及び伶人、田楽・申楽あり。供奉の僧、奉行職人、松の下、鳥居の南の方に（二百三十三ウ）於てこれをみる。樂人上越後守、騎馬にて供奉す。是を関白代といふ。又陪侍樂あり。田樂、芸術を施し、猿樂、開闔をうたふ。これを松下開闔といふ。凡、猿樂の始に、脇太夫新に吉事の詞を作りて万歳を祝す。これを開闔の詞といふ。その後、舞曲始る。金春・金剛両座太夫、供奉の時、弓矢の立合、これを舞ふ。大小の鼓両座の太夫、供奉の時、弓矢の立合、これを舞ふ。大小の鼓を以、これを拍す。殿後に大和國を領するの武家、各鞍置

馬、長柄の鎗を出し、供奉の行列あり。夜に入て旅所より還幸。粗神幸の義に同じ。日の使 春日祭の時、関白殿下より奉らる騎馬の伶人、是也。黒袍、冠の巾子に藤の造り花をかける也。この祭は、人皇七十五代崇徳院の御宇、天下大に饑饉し、三年、又大に疫癪あり。関白法勝寺忠通公、この祭礼の大願を發し、はじめて天下静なるによりて、毎年行はるゝとぞ。保延二年丙辰九月二十七日、これこの祭のはじまりなり。掛鳥 春日祭の時、鳥獸を以贊とす。これを掛鳥といふ。雉千二百五十六羽、兔百三十四耳、(二百三十四才)狸百四十二。これ又、保延二年より始る。○春日に、先規より地侍とて六派あり。平田・長川・長谷川・葛上・乾脇・散在といふ。奈良の大宿所にあつまりて、このかけとりのことを見るなり。後日能 廿八日 春日祭の翌日、能芸を施す也。先ツ前日、旅所の前に於て、流鏑馬、伶人の舞、相撲、細男舞、田楽ありて、又翌廿八日猿樂あり。故に後日能といふ。宇賀祭 晦日 九条東洞院にあり。宇賀辻といふ。「わくかせ輪」又『雍州府志』にも、宇賀の十字にありとのみ記して、祭の儀なし。攝州住吉の土俗、十一月一日廢務にて、専ら倉稻の魂を祭る。是古の遺風なるよし、或書に見ゆ。

山の神祭 山林もちたる畿内の民、この月、山の神を祭る。是、火燒祭也。山の神の社の辺の樹上、幣をきりかけ、神供をそなへ、燎火をたく也。○伊弉諾尊、軻遇突智命を斬て五段となす。即チ五の山祇となる。「神代卷」歌舞伎足摘

顔見 連見 かほみせ つらみせ

俗、歌舞伎二作る。十一月朔日、京・江(二百三十四才)戸・大坂、芝居顔見世也。この顔見世といふことは、三代目中村勘三郎、工夫を以これをはじめむといへり。又大坂にて夜芝居をなす事は、延宝の頃、嵐三右衛門といふ戯子、小夜嵐といふ狂言、甚繁昌して、見物、夜中より群集し、後には、初夜より来りける故、これを嘉例として、顔見世には、夜芝居興行すとなん。顔見世、一につらみせといふ。元禄の頃、俳優の事を書るものを見るに、多くは「つらみせ」とあり。面見せといふことにや、又つらなり見せるといふことにや。今は顔見世とのみいへり。江戸三坐の芝居、十月晦日の夜、茶店の軒に種々の燈籠を出す。是を顔見世の飾物といふ。或は畠肩の花主より、酒樽・菓子の類を山の如く積あけ、大に札を出して、進上某丈の文字を書。是を「植物」といふ。これらを見物せんとて、諸人群集すること更にいふへからず。凡俳優家、十一月朔日を以、相祝ふこと也。元日の如し。よりて芝居の正月といふ。○旦(当场の妓)此方にいふ女形也。○末(当场の男子)立役也。○丑(奴僕、傭夫、醜惡の人)中役者又半道。○淨(佞惡の人)敵役也。○捷義(愚蠢の人)道外形也。○正生(忠義の人)実事師なり。○小生(風流才人)和事師也。○正旦(貞靜の女)女形武道を兼る(二百三十五才)者。○小旦(艶女妾婢)若女形也。○老旦(嫗婆)老母形也。○唱(歌曲)うた唄ひ也。○白(口上)いひ

也)。以上「元曲選」に出ツ。○戯場、戯房○半房○看棚○
看場○勾欄○「醒世恒言」護場「欣賞篇」戯單「琵琶記」○
雜劇○戯台○傀儡棚○鬼門口○山棚○引戯又戯文○介又
觀○艶段○二艶段○脚色又花穿○口技○一齣二齣○
梨園子弟○浪子○打諱○両脚○扮○二扮。これらみな小説
に記す所のものにして、この方の芝居の事にみなあたる也。
今こゝに略説するものは、文章端書に便あらんかと也。寒
念仏 凡、寒三十日の間、仏門の徒、毎夜鉢を鳴らし仏名を
唱念し、江戸三昧、或は浅草觀音、又品川、千住の法場を
巡行す。これを寒念仏といふ。寒垢離 修驗の徒、寒中、
道路並に橋上に立て水をあみ、錢を乞ふなり。これを寒垢離
といふ。是、寒中の水行なり。寒造 諸国寒中に製成する
もの、みな寒造と称す。寒声 歌曲に遊ぶもの、寒中朝暮、
大に声を發す。これを寒声をつかふ(二百三十五ウ)とい
ひ、或は寒さらひといふ。沢庵漬製ス 凡、十一月中旬よ
り大根の沢庵漬(せいす)。是、早春の節物とせんが為也。元ト品
川東海寺の沢庵和尚、はじめてこれを製ス。故に沢庵漬の名
ありといふ。薬食 寒中、虚症の人、雞肉・鹿肉等を塩梅
して食ふ也。新干蕪 新干大根 太山櫻 寒苦鳥 又いふ
雪のみやま鳥。あさな／＼雪のみやまに鳴鳥の声に驚く人も
なきかな 後京極。○五台山有レ蟲。状如二小雞。四足有
肉翅。夏月毛羽五色。其鳴若曰ニ鳳凰不レ如レ如。其至ニ
毛落而撫。忍レ寒而号。若レ日レ得ニ過且過一。其糞如レ鐵、
也)。

十二月 十二月は斗丑に建の辰なり。大呂律 小寒
節 冬至の後十五日、斗癸に建を小寒とす。大寒 中
小寒の後十五日、斗丑にさすを大寒とす。凡、小寒よ
しはす この月をいふて、しはすとす。しはすとは年極の略
なり。つとすと連声にて、いにしへは、つ、すうちまかせて
いへり。後、師走につくりて、種々の説をなす者は、みな
暗推也。『奥義抄』に云、この月、僧をむかへ、仏名を行ひ、
或は経をよませ、東西に駆走するが故に、師走せ月をあやま
れりと。是、字につきて説を設ける誤り也。貝原篤信云ク、
豊後國に四極山あり。四波津山と称ス。その名も訓も証とす
べしと。この説、その要を得たるに似たり。しかれども四は
数の四にあらず。どしのとを略せるなれば、四波津と書は
(不)可なり、真名には年極と書べし。臘月 冬至の後、
三戌を臘とす。百神を祭る也。漢は戌ノ日を臘とし、魏は辰
日を臘とし、晋は(二百三十六ウ)丑の日を臘とす。『説文』
夏に嘉平、殷に清祀、周に大蜡、漢に臘といふ。臘は猶な
組)又仏書に、寒苦鳥といふ鳥、雪山に住てさむきにくるし
み鳴く。寒苦責レ我、夜明造レ栖。又昼になれば、今日不
知レ死、明日不レ知レ死、何故造ニ作栖一安二穏無常身一と
いへり。一説、頗相似たり。後京極の歌は、仏説のこゝろを
をよみたまへり。(二百三十六オ)

夏至の後十五日、斗癸に建を小寒とす。大寒 中
しはす この月をいふて、しはすとす。しはすとは年極の略
なり。つとすと連声にて、いにしへは、つ、すうちまかせて
いへり。後、師走につくりて、種々の説をなす者は、みな
暗推也。『奥義抄』に云、この月、僧をむかへ、仏名を行ひ、
或は経をよませ、東西に駆走するが故に、師走せ月をあやま
れりと。是、字につきて説を設ける誤り也。貝原篤信云ク、
豊後國に四極山あり。四波津山と称ス。その名も訓も証とす
べしと。この説、その要を得たるに似たり。しかれども四は
数の四にあらず。どしのとを略せるなれば、四波津と書は
(不)可なり、真名には年極と書べし。臘月 冬至の後、
三戌を臘とす。百神を祭る也。漢は戌ノ日を臘とし、魏は辰
日を臘とし、晋は(二百三十六ウ)丑の日を臘とす。『説文』
夏に嘉平、殷に清祀、周に大蜡、漢に臘といふ。臘は猶な

り。獸を獲て以先祖を享るなり。〔礼伝〕臘の明日、秦漢以来賀あり。これを初歳といふ。これ古の遺意なるよし、晋の張亮議に出ツ。季冬

〔月札〕除月

〔月札〕凋年

〔月札〕霜蟾

〔月札〕急景

〔月札〕殷正

殷の時丑を以正月とす。

窮月

〔月札〕韓墨大全

〔月札〕『増山の井』に十二月の異名とす。

しかれども霜蟾は、只霜夜の月光をいふ。霜の降ることなれば、秋冬の月をもいふべきにや。彼是混雜して誤り出スかと、雪碇いへり。極月

極は果也。年極月を略せり。

待月

〔藏玉〕弟月

正月を太郎月といふに対せり。

梅初月

〔藏玉〕三冬月

〔同抄〕弟兒の朔日

〔日本歲時記〕弟兒の餅

〔同書〕或は乙子に作る。俗（二百三十七才）間、

十二月朔日、餅を食ふことあり。人の弟たる者、この日を

以、父兄を賀ス故に、弟兒の名ありと。江戸の俗、これを川浸

餅といふ。この日餅を食へは水難なしといふ俗伝あり。

忌火の御飯

朔日 六月に同。〔公事根元〕大神祭

上ノ卯

四月に同じ。三輪大明神の祭也。天智天皇御国忌

三日

崇福寺において行はる。朱鳥二年より始る。〔公事根元〕

崇福寺は近江の志賀寺也。長等の寺とも詠るよし、『八雲御

抄』に見えた。臘日 道家に五臘あり。正月朔日を天臘

とし、五月五日を地臘とし、七月七日を道德臘とし、十月朔

日を民歲臘とし、十二月臘日を王侯臘とす。〔五雜組〕

の粥

八日 腊八粥

〔祝成道の日也。本朝の五山に於てこの義あり。又唐山にても十二月八日、都の諸寺に於て浴仏会

をなし、或は七宝五味の粥を贈る。これを臘八粥といふよし、所見あり。

御体御ト奏

十日 六月にもあり。神祇宮中臣、卜部等率、明年六月迄のことをトして奏す。

月次の祭

十一日（二百三十七ウ）神今食

十一日 いづれも六月におなじ。十一日の夜、行幸ある時は、中和院にて行はる。行幸なきときは、神祇宮にて行はる。〔江次第頭書〕

御仓名

十九日より廿一日まで 仁寿殿の御本尊をうつし

て、御帳の中にかけ、南の額の間、又南北に机をたてゝ、

仏像・塔形をおく。仏前に香花を備ふ。廂に地獄變の御屏風

をたつ。〔公事根源〕かつけ綿

御仓名の時、導師并ニ衆僧

に被け賜はる綿なり。〔江次第〕柏梨の勸盃

〔江家〕次第裏書に云、柏梨の勸盃は、むかし府の中将和氣の某、摄津国柏梨の莊を以、左近府に寄ス。その地利を以、官人以下

酒醪の料に宛。これも御仓名の時の事也。

注 「日本文学研究」第四十八号・同第六十号、大東文化大学日本文學會、一〇〇九年二月・一〇一年二月。